

《保健関係》

1 保健室の役割と対応

保健室は、健康診断、応急処置と受診の判断、健康相談、保健指導などを行うところになります。そのため、継続的な手当てや薬を与えるなどの治療行為や診断はできません(応急処置以上の対応が必要な場合は、各ご家庭で受診をお願いします)。

学校で具合が悪くなった時、保健室での休養は原則 1 時間です。それでも回復がみられない場合は、保護者の方と連絡をとったうえで早退をさせることになります。また、朝から体調が悪い場合は無理をして登校させず、家で様子を見て必要に応じて受診をしてください。

登下校中や学校でのけがなどで受診が必要と判断した場合には、保護者に連絡をします。また、緊急の場合は学校(または病院)に来ていただくケースもございます。受診した場合は必ずご家族が立ち会いのもと治療を進めていただきます。

★健康観察について

- ・登校前に 37.5 度以上の発熱があった場合は登校を見合わせてください。
- ・毎朝の家庭内での健康観察の中で、朝から体調が悪い場合は、無理をさせずご家庭で休養をさせていただきますよう、お願いいたします。
- ・登校後、体調不良や発熱がある場合はすみやかに帰宅とし、ご自宅で経過観察及び必要時には受診をしてください。

学校も最善を尽くして、子どもたちの学びの機会を確保するために健康と安全を重視し、感染予防対策を行ってまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

2 お願い

けがや病気などで早退や受診が必要な場合、ご家庭へ連絡をするために入学後に配布します「保健調査票」に日中(緊急時)必ず連絡がとれる携帯、勤務先の電話番号をご記入ください。なお、電話番号が変更になった場合は速やかに学校までお知らせください。

3 スポーツ振興センターの申請について

小学校(学校管理課)でけがをし、中学校入学の 4 月以降も治療継続(申請継続)する場合は、小学校の養護教諭にその旨をお伝えいただき、中学校への申請を依頼してください。中学校で申請を引き継ぎます。

4 慢性疾患やアレルギー疾患等の対応について

慢性疾患や定期的に受診をしている経過観察中の疾患、食物アレルギー等で学校生活や運動、学校行事等で制限や配慮が必要な場合は、「学校管理指導票(または主治医の指示書)」を主治医に書いてもらい、提出をしてください。在学中は、毎年の提出になります。

5 スクールカウンセラー

本校ではスクールカウンセラーが1名配属されております。相談、カウンセリングをご希望される場合は、担任及び養護教諭へご連絡ください。

なお、入学後まもなく新入生対象にスクールカウンセラーとの全員面接が予定されております。

6 特別支援教室

青梅市立第三中学校(拠点校)から、週3, 4回程度「巡回指導教員」が本校で指導を行います。対象生徒は、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の生徒となります。学習の困難さや社会面、行動面、学校生活の中で気になることがありましたら、まずは担任や学年、養護教諭、特別支援担当にご相談ください。

その他、ご不明点や心配なことがございましたら、養護教諭までご相談ください。